

障害児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書

障害があるがゆえに、何らかの社会的支援を必要とする障害児者は年々増加している。

現行の障害者福祉政策においては、障害児者が地域で自立した生活を送るために必要なサービスが不足している状況にある。

2014年（平成26年）1月に批准した「障害者の権利に関する条約」においては、第19条（a）で「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」が明記されているとともに、第28条では「障害者が、自己及びその家族の相当な生活水準（相当な食糧、衣類及び住居を含む。）についての権利並びに生活条件の不断の改善についての権利を有することを認める」ものとしている。

多くの障害児者と家族は、生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を切実に望んでいる。

したがって、障害児者に保障されている、地域で自立した生活を送るために、「地域か、施設か」ではなく、「地域も、施設も」という発想のもと、「自宅」と呼ぶにふさわしい暮らしの場の早急な整備が必要である。

こうした現状に鑑み、本議会は、国と政府に対して、下記の事項を求めるものである。

記

- 1 障害児者が「暮らしの場」を選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充するとともに、これらの施設運営に携わる福祉人材を確保すること。
- 2 入所機能を備えた地域生活支援拠点を国の責任で整備すること。
- 3 前2項を実現するために、障害者関係予算を増額し、施策の重要な担い手になっている地方公共団体を財政的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成28年12月9日

静岡県焼津市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

} 様